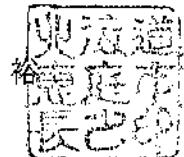


恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第27号

恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市子ども医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第17号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第1条の3 (略) (条例第3条第3項に規定する所得の額等) 第2条 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得(1月から7月までの間にあっては、前々年の所得とする。)とし、 <u>児童手当法施行令</u> (昭和46年政令第281号)第1条に定める額とする _____.この場合において、当該所得の範囲は、同令第2条の規定によるものとし、当該所得の額の計算方法は、同令第3条の規定によるものとする。	第1条～第1条の3 (略) (条例第3条第3項に規定する所得の額等) 第2条 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得(1月から7月までの間にあっては、前々年の所得とする。)とし、 <u>子ども・子育て支援法等</u> の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第289号)による改正前の <u>児童手当法施行令</u> (昭和46年政令第281号)第1条に定める額とする。この場合において、当該所得の範囲は、同令第2条の規定によるものとし、当該所得の額の計算方法は、同令第3条の規定によるものとする。
第2条の2～第10条 (略)	第2条の2～第10条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。